

資料

社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉推進委員会規程

(目的)

第1条 定款第2条(3)に基づく社会福祉の推進に関する提言を広く行うため、地域福祉推進委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(性格)

第2条 委員会は、定款第25条に基づき設置される委員会とする。

(事業)

第3条 委員会は、次の事業を行うものとする。

- 一 連絡協議会における調査研究、検討をふまえた制度施策及び福祉サービス事業者の取組みのあり方に関する提言の検討
- 二 行政や社会全般、福祉サービス事業者に向けた提言
- 三 全国における社会福祉制度・予算対策活動との連携

(委員)

第4条 委員会の委員は、次のうちから会長が委嘱するものとする。

- 一 業種別部会連絡協議会から推薦された者 25名以内
- 二 学識経験者、関係団体役職員等のうちから会長の推薦による者 若干名

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、必要に応じて臨時委員を委嘱することができる。

(役員)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 正副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(連携)

第7条 委員会は、その目的を達成するため、総合企画委員会、連絡協議会との連携を行うものとする。

付則

1 この規程の制定とともに社会福祉法人東京都社会福祉協議会予算対策委員会規程は廃止する。

2 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

3 第4条第2項の規定にかかわらず、設置当初の任期を平成15年3月末までとする。

4 この改正規定は、次期以降の委員(平成19年4月1日から)の選任に関し適用する。

平成14年 3月28日 制定

平成14年 5月30日 一部改正

平成18年10月31日 一部改正

東社協「地域福祉推進委員会」委員名簿

任期：平成19年4月1日～平成21年3月31日

	氏名	所属	備考	区分
1	○南 裕義	品川区社会福祉協議会	区市町村社協部会	業種別部会連絡協議会
2	西 岡 修	白十字ホーム	高齢者施設福祉部会	
3	佐 藤 敏 則	武蔵野療園病院	医療部会	
4	山 田 明 彦	路上生活者自立支援センター中央寮	更生福祉部会	
5	栗 山 稔	黎明寮	救護部会	
6	横 田 千代子	いずみ寮	婦人保護部会	
7	田坂 康	浅川園	身体障害者福祉部会	
8	遠 藤 和 幸	康保会保育園	保育部会	
9	武藤 素明 (～H20.2) 曾 田 等 (H20.3～)	二葉学園 東京恵明学園児童部	児童部会	
10	田 口 信 一	網代ホームきずな	母子福祉部会	
11	壽原 重熙 岡田 稔晟 (H19.7～)	聖友乳児院	乳児部会	
12	米 川 覚	滝乃川学園児童部	知的発達障害部会	
13	○奈 良 高 志	信愛デイケアセンター (～H19.12) 文京区立大塚みどりの郷 (H20.1～)	センター部会	
14	藤尾 英一 (～H19.6) 櫻井 壽 (H19.7～)	中央愛児園 緑成会整育園	障害児福祉部会	
15	山 崎 喬	更生保護法人 斉修会	更生保護部会	
16	三 宅 陽 子	くらしのお手伝いこぶしの会	在宅福祉サービス部会	
17	春 田 文 夫	日本チャリティプレート協会	民間助成団体部会	
18	齋 藤 弘 美	大洋社	社会福祉法人協議会	
19	大 越 利依子	江戸川在宅支援グループ	介護保険居宅事業者連絡会	
20	高 梨 文 雄	東京都精神障害者団体連合会	東京都精神保健福祉連絡会	
21	◎和 田 敏 明	ルーテル学院大学教授		会長推薦
22	蒲 生 七 郎	東京都老人クラブ連合会 事務局長		
23	龍 野 陽 子	子どもの虐待防止センター 専任相談員		
24	浅野 繁 (～H20.1) 森田 林三 (H20.2～)	東京都民生児童委員連合会 副会長		
25	笹 谷 亨 江	東京都知的障害者育成会 (中央区立レインボーハウス明石 施設長)		
26	武 者 明 彦	東京都セルフセンター 運営委員長		
27	○金内 善健	東京都社会福祉協議会 副会長		

◎委員長、○副委員長

地域福祉推進委員会の「年度別の提言内容」一覧

平成 20 年 6 月 地域福祉推進委員会

◎高齢福祉 ○障害福祉 ●児童・女性福祉 □地域福祉・生活福祉

	2002年度（平成14年度）	2003年度（平成15年度）
提 言 内 容	<p>「提言2003」 15.5 提出</p> <p>□ 地域生活を支える福祉サービスのあり方 ①地域におけるきめ細かな相談機能の確立 ②在宅生活を支えるショートステイ機能の強化 ③多様なグループホーム機能の推進と拡充</p> <p>● 児童虐待、ドメスティック・バイオレンス等の家庭内における暴力を防止する支援機能のあり方</p> <p>□ 「利用者本位の経営改革」の推進と基盤整備のあり方</p>	<p>「提言2004」 16.6 提出</p> <p>◎ 高齢者の地域生活を支援する地域ケアマネジメント機能の強化</p> <p>○ 障害をもつ人の地域生活を支える相談機能、情報提供活動の充実</p> <p>○ 障害をもつ人の地域生活への移行支援の推進</p> <p>● 次世代育成支援対策推進法を受けた子育て支援の推進</p> <p>□ 社会福祉法人の役割と機能の強化</p>
関 連 の 取 組 み	<p>◎ グループホーム白書</p> <p>◎ 支援費制度専門委員会の提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害をもった人が安心して地域で暮らしていくために ・学習会資料「支援費制度を知ろう」 <p>● 子ども家庭の地域支援に関わる連絡会</p>	<p>○ 障害者の地域生活を支える支援費制度の課題を考えるプロジェクト</p> <p>○ 地域生活移行に関する事例集</p> <p>● 子ども家庭の地域支援に関わる連絡会</p> <p>● 子ども家庭支援センター運営実態調査</p> <p>□ 社会福祉法人のあり方検討委員会</p>

2004年度（平成16年度）	2005年度（平成17年度）
<p style="text-align: center;">「提言2005」 17.7 提出</p>	<p style="text-align: center;">「提言2006」 18.6 提出</p>
<p>第1部(全体提言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 要支援・軽度の要介護者に必要な介護サービスに関する施策等の取り組み方策 ○ 障害のある人のライフステージを見据えた支援～縦のケアマネジメントの確立～ ● 暴力・虐待を受けた子ども、女性の地域生活を支援するための施設等による取り組み方策 □ 相談活動の充実と寄せられたニーズの社会化に向けた提言 	<p>第1部(全体提言)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域福祉権利擁護事業と地域福祉活動との連携に関する取り組み方策 ○ 障害のある人の多様な就労を実現するための支援 ● 区市町村における児童虐待対応および防止機能の充実に向けた支援方策
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 要支援・軽度の要介護者に必要な介護等サービスに関する本人アンケート ○ 身体障害、知的障害、精神障害の枠を超えた当事者と支援者から成る意見交換会 ● 子ども家庭福祉連絡会 □ 都内民間相談団体実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害保健福祉連絡会 ○ 障害のある人の多様な就労支援活動に関する意見交換会 ● 養護児童・女性関連部会の情報交換会 □ セルフヘルプグループ活動実態調査
<p>第2部(部会・連絡会からの提言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 介護保険制度の見直し(高齢) ◎ 養護老人ホーム・軽費老人ホームの生活支援機能の充実(高齢) □ 施設入所の住所地特例(救護) □ ショートステイ事業の実施(救護) ● 単身者・母子統合の支援ホーム(婦人保護) ○ 身体障害者グループホーム充実(身体障害) ○ 授産施設に職業指導員の設置(身体障害) ● 児童養護施設と学校との連携と支援(児童) ● グループホームの充実と支援困難児童に対する体制の確立(児童) ● 母子生活支援施設の広域利用推進(母子) ● 母子生活支援施設の役割等の検討(母子) ● 被虐待児等に対する支援(乳児) ● 乳児院退所後の家族全体への相談支援体制の充実(乳児) 	<p>第2部(部会・連絡会からの提言)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 社協への公的支援への充実(社協) □ 個人情報適正な取扱い(社協) ◎ 特養利用者のホテルコスト負担(高齢) ◎ 高齢者施設における看取りケア(高齢) ◎ 高齢者施設の介護における医行為(高齢) ◎ 特養の施設機能を活かした取組(高齢) ◎ 本人の意向を踏まえた介護予防の再検討(センター、居宅事業者連絡会) ◎ 介護予防を進める総合相談窓口機能(センター) ◎ 介護予防の幅広いメニュー(センター) ◎ 必要なサービスが提供される仕組み(居宅事業者連絡会) ● 子育て期の親の就労に対する配慮(保育) ● 困難な問題を抱える児童への支援(児童) ● 指導困難な児童に対する学校対応(児童) ● 母子生活支援施設の広域利用の推進(母子) ● 被虐待児に対する支援(乳児) ○ 福祉施設におけるリスクマネジメント(身障) ○ 地域生活移行と社会資源の充実(知的) ○ 地域生活を支える取り組み(知的) ○ トータルなライフステージへの支援(知的) □ ホームレスの地域移行への支援(医療) □ 救護施設退所に対する住宅支援(救護) □ 他法サービスとの併用(救護) □ 保護施設通所事業の要綱変更(救護) □ サービス推進費補助金交付要綱の変更(救護) ● 性被害治療センターの立ち上げ(婦人保護) ● ステップハウスの立ち上げ(婦人保護) ○ 居住支援に関する公的な保証人制度(精神) ○ 精神障害者サポートシステムの構築(精神)

第1部(委員会からの提言)

- 社会福祉施設における人材確保と育成に関する提言
- 食の福祉的支援に関する提言
- 障害のある人の自立支援の推進に関する提言～障害者自立支援法への要望について～

第2部(部会・連絡会からの提言)

- ◎ 養護老人ホームにおける介護保険料加算納付事務の改善・簡素化について（高齢）
- ◎ 大都市部の特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の経営実態等に則した介護報酬の地域差の基準見直しについて（高齢）
- ◎ 高齢者・利用者の期待に添った、生活重視の質の高いサービスを提供していくために、質の高いサービスを提供するための福祉人材の確保が必要なことについて（高齢）
- ◎ 高齢期の多様な住まい方の一つとしてのケアハウスのあり方について（高齢）
- 更生施設についても救護施設と同様サテライト事業を認めること。（更生福祉）
- 通所・訪問事業における定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること。（更生福祉）
- 更生施設等から地域社会へ円滑な移行が出来るような仕組みを検討すること。例えば住宅確保時における火災保険料や保証料の一時扶助を支給したり、住宅扶助費の代理受領を検討すること。（更生福祉）
- 救護施設退所等に対する継続的な住宅支援に取り組むこと（救護）
- 他法による福祉サービスを利用しやすい方法の仕組みとすること（救護）
- 保護施設通所事業等の実態に見合う上乘せを行うこと（救護）
- サービス推進費補助金交付要綱の変更を行うこと（救護）
- 「性被害者治療センター（仮称）」の立ち上げ（医療的ケアを含む）
- 地域での自立生活（暮らしづくり）を支える「グループホーム」の立ち上げ
- 利用者及び施設を対象に実施する「障害者自立支援法に関するアンケート調査」結果に基づく提言と、制度の問題点や今後への課題に対する提言（身障）
- 子育て期における親の就労に対する配慮を行うこと
- 施設養護と里親養護の協働による社会的養護のさらなる充実を（児童）
- 児童養護施設等におけるファミリーケアや家庭再統合の取り組みの強化にむけて（児童）
- 母子生活支援施設の広域利用の促進について（母子）
- ケアの個別化の推進に向けた職員体制の充実等について（乳児）
- 地域生活支援と就労支援を進めるためのトータルな環境の整備（知的）
- トータルなライフステージを見据えた支援の確立（知的）
- ◎ デイサービスの支援効果に関する研究（センター）
- ◎ 軽介護高齢者の生活課題の把握、対応策の検討に基づく提言（センター）
- 犯罪・非行前歴者の社会復帰の支援（特に就労支援）（更生保護）
- 犯罪被害者に対する支援（更生保護）
- 社会福祉法人による地域福祉活動の推進について（法人協）
- 指定管理者制度にて実施する社会福祉事業・サービスの質の確保、向上等について（法人協）
- ◎ 制度移行に伴い、軽介護の高齢者がこれまで利用していたサービスをこれまでどおりに利用できなくなる事態が起こっていることについて（事業者連）
- ◎ 要介護度や家族の状況等によって、利用できるサービス内容が一律に設定されたため、「個別の必要性・ニーズに応じたケア」を行いにくなっていることについて（事業者連）
- ◎ 予防給付・予防マネジメントの考え方が、高齢者の生活や意向と合っていない実態があることについて（事業者連）
- 障害者自立支援法における就労移行支援事業および就労継続支援事業を行う事業所が運営可能な施策の創設を行うこと（精神連）
- 精神障害者の特性に合った就労支援策を充実させること（精神連）
- 東京都精神障害者退院促進支援の制度施策充実と退院促進事業の具体的なヴィジョンを示すこと（精神連）

第1部(委員会からの提言)

- 社会福祉施設における人材確保と定着化に冠する提言
- 判断能力が不十分な方の地域生活支援のあり方に関する提言
- 福祉、教育の連携による知的障害者の就業・生活支援に関する提言

第2部(部会・連絡会からの提言)

- ◎ 養護老人ホームに関すること（高齢）
- ◎ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）に関すること（高齢）
- ◎ 軽費老人ホームに関すること（高齢）
- ◎ 次期制度改定に向けたデイサービスの課題検討に基づく提言について（センター）
- ◎ 地域包括支援センターを取り巻く現状について（センター）
- ◎ ショートステイを取り巻く現状について（センター）
- ◎ 訪問介護事業における人材が圧倒的に不足していることと、現行の報酬体系では人材を育成していくことが極めて困難であることについて（事業者連）
- ◎ サービス提供責任者がヘルパー業務に忙殺され、本来業務である「サービス管理」「ヘルパー管理が充分に行えていないことについて（事業者連）
- ◎ 介護保険制度における「予防給付・介護予防」のあり方の見直しについて（事業者連）
- ◎ 事業廃止時における利用者へのサービス確保対策について（事業者連）
- 更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること。（更生福祉）
- 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること。（更生福祉）
- 宿所提供施設についても更生施設と同様に保護施設通所事業を認めること。（更生福祉）
- 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実態に即した見直しを求める。（更生福祉）
- 他法による福祉サービスを利用しやすい方法の仕組みとすること（救護）
- 保護施設通所事業等の実態に見合う上乘せを行うこと（救護）
- サービス推進費補助金交付要綱の変更を行うこと（救護）
- 障害者自立支援法における障害程度区分の判定に関する施設実態からの提言（身障）
- 障害者自立支援法に対する提言（知的）
- ライフステージにおけるトータルなコーディネート機能の確立（知的）
- 東京都独自の福祉の構築（知的）
- 精神障害者による当事者活動への支援体制を充実させること（精神連）
- 入院医療までに至らない精神科医療体制システムの拡充をすること（精神連）
- 公的保証人制度の拡充と、さらに利用しやすい制度にしていくための工夫をすること（精神連）
- 精神障害者の地域生活支援についての施策を早急に実現すること（精神連）
- 精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること（保育）
- 社会的養護を必要とする児童のさまざまな困難な問題を抱える児童支援策の充実に向けて（児童）
- 区市町村における子育て支援に関する提言（児童）
- 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）
- 緊急入所児や増加する病虚弱児・障害児等に対応できる医療体制の強化（乳児）
- 母子生活支援施設の広域利用の促進について（母子）
- 地域生活移行支援「ステップハウス」への人材確保（婦人）
- DV被害者同伴児童のための保育等機能への費用負担（婦人）
- 性被害者回復（治療）支援センターの設立（婦人）
- 社会福祉法人による地域福祉活動の推進に向けた基盤整備について（法人協）
- 都下の自治体、及び住民参加型在宅福祉サービス活動団体へのアンケート調査結果に基づく、住民参加型在宅福祉サービス活動支援の充実に関する提言（在宅）